

6福収納第179号
令和6年6月18日

福津市監査委員 滯谷 和徳 様
福津市監査委員 榎本 博 様

福津市長 原崎 智仁
(市民生活部収納課)

令和5年度定例監査措置状況通知書

地方自治法第199条第9項の規定により報告された、令和5年度定例監査の結果において、指摘事項となっていたものについては別紙のとおり措置を講じたので、その内容を同条第14項の規定に基づき通知いたします。

(別紙)

定例監査の結果に基づく措置状況について（報告）

(収納課)	定例監査実施日：令和5年11月17日	監査対象年度：令和4年度
指 摘 事 項	措 置 状 況	
(1) 業務委託契約について 業務委託について、見積書や意見書等の確認を行ったところ、業務単価等が一律となっているケースが見受けられた。随意契約は特定の相手と担当者の裁量行為で契約を締結することとなるので、価格の妥当性と市の不利益とならないよう適切な予定価格を設定する必要がある。今後、随意契約においては業務単価について、職位や職種、業務内容等に則した単価設定を求めるように努められたい。	(1) 業務委託契約について 業務委託契約を結ぶ際には、業者に対して作業員のスキルや経験を踏まえた見積書の提出を求めます。提出された見積書では、各作業員の適正な単価と必要工数が反映させているかを検証し、公正な契約が実現できるように努めてまいります。	